

政令第四十五号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「妊娠中」を「十二歳未満」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。